

令和5年度 大田区 私立認可保育所の指導検査

会計経理編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

注意事項

本資料は、

(1) 本資料は会計の重点項目についての説明資料で、ポイントを記載しています。

詳細な内容、根拠法令は「別添資料」に記載がありますのでご確認ください。

「別添資料」今期追加項目 **NEW** 及び説明を追加等の変更した項目 **変更** は必ずご確認ください。

(2) 資料作成時の要綱等に基づき作成していますので最新の根拠法令を確認していただき、詳細な説明は別添資料の該当箇所をご確認ください。

本日の説明内容

● 令和5年度の重点項目

- 1 経理等通知が遵守されているか
- 2 計算書類・会計帳簿は適正に作成されているか
- 3 処遇改善等加算・キャリアアップ補助金の交付要綱が遵守されているか

● 連絡事項

- 1 収支計算分析表の提出
- 2 施設調査書
- 3 指導検査

会計経理の重点項目

1 「経理等通知」が遵守されているか

委託費の使途は正しいか

2 計算書類・会計帳簿は適正に作成されているか

収入・支出、財務状況を正しく報告しているか

3 「処遇改善等加算」「キャリアアップ補助金」は の
交付要綱を遵守しているか

職員の処遇改善の取組みを適正に行っているか

1. 経理等通知 ①概要

1) 委託費は保育所の「人件費」「管理費」「事業費」に充てる。

「人件費」は保育所に属する職員の給与

「管理費」は保育所の運営に必要な経費

「事業費」は入所児童の処遇に直接必要な経費

2) 「要件」を満たした場合に、(1)以外に支出する（弾力運用）ことができる

満たしている要件によって支出内容、限度額が異なる

1. 経理等通知 ①概要

委託費を財源に保育所の運営に関係のない支出を行っていた

●委託費を財源に次のような支出はできない

- ・ 役職員の私的な支出
- ・ 保育所に勤務実態のない職員の給与
- ・ 法人本部や他の施設の運営経費（弾力運用により認められる場合があります）

⇒ 契約書・請求書・領収書、成果物、業務報告書等により保育所運営に関係があることを説明できることが必要

1. 経理等通知 ②弾力運用

委託費収入の弾力運用

要件	限度額	対象施設	弾力運用の内容(対象経費)	備考
【要件1】 適切な保育所運営	委託費	当該保育所	人件費・管理費(事務費)・事業費の相互流用	
【要件1】 + 【要件2】 延長保育等、別表1に 掲げる保育事業を実施 [別表1]	処遇改善等加 算の基礎分(改善基礎分)	同一の設置者 が設置する 保 育所等	1 保育所等 の建物、設備の整備・修繕、環境 の改善等に要する経費 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る*借入金(利息部分を含 む)の償還又は積立のための支出 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課	[別表2]

* 借入金の償還であり、社債の償還は該当しないことに留意する。

委託費収入の弾力運用

要件	限度額	対象施設	弾力運用の内容(対象経費)	備考
【要件1】 + 【要件2】 + 【要件3】 ①～③のすべて ①計算書等の備え付けと閲覧 ②毎年度次のアまたはイを実施 ア 第三者評価加算の認定 イ 苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置・苦情内容及び解決結果の定期的な公表 ③ 処遇改善等加算の賃金改善要件を満たす	処遇改善等加算の基礎分（改善基礎分）	同一の設置者が設置する 子育て支援事業	1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費 2 1の経費に係る*借入金（利息部分を含む）の償還又は積立のための支出	[別表3]
		同一の設置者が設置する 社会福祉施設等	1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る*借入金（利息部分含む）の償還又は積立のための支出 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課	[別表4]
	委託費の3ヶ月分（改善基礎分を含み、改善要件分を除く）	同一の設置者が設置する 保育所等	1 保育所等 の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る*借入金（利息部分含む）の償還 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課	[別表5]
		同一の設置者が設置する 子育て支援事業	1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費 2 1の経費に係る*借入金（利息部分を含む）の償還又は積立のための支出	[別表3]

* 借入金の償還であり、社債の償還は該当しないことに留意する。

1. 経理等通知 ②弾力運用

弾力運用の限度額を超えて支出していた

- 保育所等の建物、設備整備に要する費用、租税公課などの弾力運用の合計額が限度額を超えていた
- 「対象施設」以外の施設の経費に支出していた
 - ★認可外保育所、認証保育所は「保育所等」に該当しない

1. 経理等通知 ③前期末支払資金残高

東京都（社会福祉法人等は理事会承認）との事前協議を行うことなく本部運営経費を繰り入れていた

- 前期末支払資金残高は、本部運営経費、他の保育所等の運営、施設設備の整備等に要する経費に充当できるが、事前協議が必要
 - ・ 事業活動収入計（予算額）の3%以下の場合は協議不要
 - ・ 社会福祉法人・学校法人は理事会の議事録に承認内容を記載
- ★本部運営経費に繰り入れできる財源は前期末支払資金残高だけ**

【会計処理】 拠点区分間繰入金支出

別添資料IVA 1 1-13

1. 経理等通知 ③前期末支払資金残高

前期末支払資金残高を原資に過大に繰入れていた

- 本部運営経費の見積額で承認を受けた場合、本部運営経費の実績額が見積額より少なかった場合には実績額を基に繰り入れるが、見積額で繰り入っていた

⇒ 本部運営経費の実績額を確認します

- 前年度の保育サービス推進事業補助金の交付対象となった保育所が、**都外※**に所在する施設の経費に充当していた

※都内所在の施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限定されている

1. 経理等通知 ③前期末支払資金残高

本部運営経費に保育所の運営に関しない支出が含まれていた

本部運営経費として認められないもの

- 特定の役職員を被保険者とする解約返戻率の高い生命保険契約の保険料
- 交際費で保育所の運営に関しないもの
- 固定資産取得支出

対象経費は、本部拠点の「人件費支出」「事務費支出」に相当する経費で、保育所の運営に関する経費に限り認められる

⇒ **本部運営経費の内容を確認しています**

別添資料IVA 1 1-12

1. 経理等通知 ④当期末支払資金残高

当期末支払資金残高の保有制限

- 当期末支払資金残高は、委託費収入の**30%以内**の保有とすること
 - 次年度以降の運営や設備更新等を見据え、各種積立資産に積み立てるなど資金管理を適切に行うこと
 - 当期末支払資金残高が、当年度の委託費収入の30%を超える状況が継続すると、改善基礎分の支給が停止されることがある

別添資料IVA14

1. 経理等通知 ④当期末支払資金残高

**委託費収入に法外援護費等を含めずに算定したところ
当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超えていた**

- 大田区では、「東京都保育士等キャリアアップ補助金」と「東京都保育サービス推進事業補助金」以外の法外援護費や宿舍借り上げ支援事業補助金等については、上記算定に用いる委託費収入に含めることは認めていません

⇒施設調査書（東京都版）P27で確認してください

別添資料ⅣA 14、17

1. 経理等通知 ⑤積立資産目的外取崩し

積立資産の目的外取崩しの取扱い

- 東京都又は理事会の事前承認が必要
- 前年度以前に保育サービス推進事業補助金の交付対象となった保育所は、**都外に**所在する施設の経費に充当できない
- 積立資産を充当して他の保育所の整備を行う場合には自治体から交付される補助金等を差し引いた額が対象対象経費となる

別添資料IVA9

1. 経理等通知 ⑥管理・運用

委託費の管理・運用について、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法で行っていなかった

- 株式などリスクの大きい金融資産で運用していた
- 特定の役職員を被保険者とする解約返戻率の高い保険で運用していた

＜安全確実でかつ換金性の高い方法とは＞

預貯金等のほか、国債、地方債 信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法が考えられ、株式投資、商品取引などリスクが大きいものは認められない。

- 積立資産に対応する資産が確保(管理)されていない

別添資料IVA15

1. 経理等通知 ⑥管理・運用

法人本部や他の施設への貸付金が、年度内に精算されていない

- 本部や他の施設への資金の貸付は法人の経営上やむをえない場合に限り、年度内に限って認められる
 - ・ 経営上やむを得ない場合とは、他の施設において補助金収入の遅れにより資金不足を生じた場合等である
 - ・ 本部への貸付の対象範囲は、「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、社会福祉事業、公益事業、又は収益事業に関する経費に限る。
- 法人外部への資金貸付は一切認められない

2. 施設の計算書類①

保育所を経営する事業に係る区分を設けて計算書類を作成する

(1) 会計帳簿と計算書類が整合しているか

企業会計の残高試算表等から組替えて社会福祉法人会計基準の計算書類を作成している場合は、作成過程の説明をお願いします

例) ①税込み処理 ②会計年度調整（4月から3月の集計表）

③勘定科目の組替 ④社会福祉法人会計基準特有の組替仕訳

例えば 拠点区分間繰入金収入・支出、拠点区分間繰入金収益・費用

〇〇積立金取崩額・積立額、〇〇積立資産取崩収入・支出

固定資産売却収入・取得支出・除却廃棄支出、借入金収入・返済支出

(2) 附属明細書を様式に従って作成しているか

・積立金・積立資産明細書

・基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

・借入金明細書

(3) 計算書類等と附属明細書との整合性がとれているか

別添資料Ⅱ3-9、Ⅲ1-6

2. 施設の計算書類②

他の施設と区分して計算書類を作成していない

- 本部の給与等の経費が保育所の給与等の経費として計上されている
 - ・ 本部の運営経費は保育所の経費として直接計上しない
 - ・ 本部運営経費を支出する場合は、東京都または理事会の承認を得て「拠点区分間繰入金支出」として会計処理する
- 保育所の補助金収入が本部で計上されている

別添資料Ⅱ 3-9、Ⅲ 1-6

2. 施設の計算書類③

貸借対照表が当期末の残高を適正に反映していない

- 預金残高(積立資産を含む)が残高証明書と一致していない
 - ・ 積立資産に対応する預金等が確保されていない
 - ・ 積立資産に対応する預金が他施設と共有口座の場合、共有口座の残高証明書と預金の内訳明細書で確認する
- 取得した固定資産が保育所に所在していない
- 他の施設で使用する予定の施設整備借入金が計上されている

3. 処遇改善等加算①

賃金改善計画書等の必要な内容を職員に周知していることを確認できない

- 職員会議録などに周知した内容を記載し、説明資料を保存するなど客観的に確認できることが必要
職員会議欠席者に対するフォローが必要

賃金の改善が行われていない

- 既存の手当てが名称を変えて支給されている
- 実績報告書、賃金台帳、給与規程が整合していない

3. 処遇改善等加算②

処遇Ⅱの職員体制が整備されていない

- 対象者の選定が遅れたために職員体制は4月から整っていない
- 本人には口頭で副主任保育士として働いてもらう旨伝えたが、書面を作成していない
- 処遇Ⅱにおける役職（職位）は施設長しか把握しておらず、他の職員は誰が何のリーダーか把握していない
 - ★ 年度当初の4月から毎月賃金改善を行うことが要件
⇒4月から職員体制が整備されていることを客観的に確認できる必要がある
 - ★ 組織内における各役職の位置づけを職員がお互いに認識していること
構築した職員態勢を職員全体に周知し職責を果たせるようにすること
⇒可視化と共有化を図る

別添資料ⅣB1-3

3. キャリアアップ補助金②

「財務情報等の公表」を公表要領に従って作成する

(1) 【財務情報等の公表】 「施設の収支」が適正に作成されているか

- ① 「資金収支計算書」から記載する
- ② 企業会計基準の計算書類から組み替えて作成する場合のポイント
 - 損益計算書の減価償却費など資金の増減に関係しない科目は支出項目に記載しない
 - 固定資産取得支出や借入金償還支出など損益計算書に記載はないが資金の増減に関するものを記載（借入金明細書等の附属明細書と一致すること）
 - 特有の会計処理：拠点区分間繰入金収入・支出、積立資産支出・取崩し収入を記載

(2) 計算書類等と整合しているか

- **当期末支払資金残高が、貸借対照表の※流動資産から流動負債を控除した金額と一致しているか。** ※（長期借入金（貸付金）から振り替えられた1年以内返済予定借入金（貸付金）、引当金及び棚卸資産を除く）
- 前年度の当期末支払資金残高が当年度の前期末支払資金残高に繰り越されているか

連絡事項

1 収支計算分析表の提出

- 各種積立資産積立支出及び当期資金収支差額合計が事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合は収支計算分析表を提出

⇒ 施設調査書（東京都版） P27を確認して下さい

- 指導検査担当ではなく、**保育サービス課基盤担当宛てに「大田区式」**で提出

2 施設調査書

- （東京都版）施設調査書 P25-27 記載もれに注意

3 指導検査

- 事前ヒアリング、事前の資料準備・提出のご協力をお願いします

別添資料 I 6、Ⅲ 2、ⅣA18